「中間的とりまとめ」に掲げられた「個別の課題と対応の方向性」に関する検討状況

中間的とりまとめの記載		検討状況
① 規制緩和等		
イ	民間の創意工夫やノウハウを十分に活用し、民間事業者の提案を事業 により反映させるため、民間事業者選定手続の整備を図る。	PFI法を改正し、民間事業者による技術提案の制度を導入する。 さらに、入札手続きにおいて、民間事業者と十分な意思疎通が行えるよう、競争 的対話方式や多段階審査方式の導入の可否につき、検討を進める。
	民間事業者の参入意欲を高め、PFI制度を更に積極的に活用するため、PFIに関連する制度や運用の見直しを図る。	PFI法を改正し、民間事業者による提案制度を導入する。
/\	公共施設等の整備を行う際に、まずPFI手法で整備することを検討する 制度の導入に向け、対象施設や規模も含め検討を進める。	今後、ユニバーサルテスティングについて検討を進める。
=	PFIを活用する範囲が限定されることがないようにするため、船舶、人工衛星等の移動施設及び公的賃貸住宅をはじめとして、PFI施設の対象の見直しを行う。	PFI法を改正し、対象施設として、賃貸住宅や船舶・航空機・人工衛星等の移動施設及びこれらの運行に必要な施設を追加する。
ホ	PFI事業の円滑な実施に資する観点を含め、公務員の民間への出向の円滑化を図る。	公務員出向の円滑化に向けて、運用により対応する方向で、関係省庁と調整を 進めている。
^	イからホまでのほか、PFI事業を実施するに当たって必要な規制緩和等については、民間事業者や公共施設の管理者の意見を聞いて、所要の措置を講ずる。この場合において、必要に応じ、特区制度の活用を図る。	_
② 民間投資の促進・インフラ整備		
	多様な投資家の参加を可能として民間の資金をより活用するため、SPC(特別目的会社)の株式の譲渡や契約上の地位の譲渡を弾力化するための措置を講ずる等、資金調達のための環境整備を図る。	「元気な日本復活特別枠」で要求した「官民連携インフラファンド」が、財投資金の活用を検討すべきと判定されたことを受け、来年度要求に向け事務的に検討を進める。
	民間のリスク負担と経営努力を通じて、民間のリターンと国民・利用者の 負担軽減を図るため、コンセッション方式の導入を図る。 また、コンセッション方式の導入を前提とし、公物管理権の民間への部 分開放を実施する。 このために、必要に応じてPFI制度において、既存の法制度の特例を設 けるとともに、地方公共団体・民間事業者からの積極的な提案を制度改 正に反映していくための仕組みを整える。さらに、コンセッション方式以 外のPFI制度の積極的な活用を図る。	PFI法を改正し、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、公共施設等運営権を民間事業者に設定する「コンセッション方式」を導入する。

③ 地域活性化・地域の自主性の強化

進の一環として、法令による国から地方への義務付けなどの廃止・見直 しを行うことが求められている。このため、PFI法の規定を地方分権改革 う。 推進委員会第3次勧告に沿って見直すこととする。

イ|地方公共団体の自主性を強化し自由度の拡大を図るため、地域主権推 |今国会に提出予定の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を 図るための関係法律の整備に関する法律案」の中で、以下のPFI法の改正を行

- ・実施方針の策定について「できる規定」化し、その内容の一部について廃止す るとともに、その公表について努力義務化する。
- 実施方針を公表したときは、特定事業を選定することができることとする。

間提案を活用して、簡略な手続の下で、小規模で多様な公共サービスを て、総合評価方式(簡易型)等が適用可能かについて、検討を進める。 行う手法の導入を図る。

ロ|地域の活性化を図るため、地域の既存施設を有効活用するなどして、民|小規模な公共施設について簡略な手続きでPFIを実施することができる手法とし

ハーク後発生が見込まれる多額の更新投資に適切に対応するための情報 を把握するとともに、民間の提案を幅広く求めてその解決を図る手法を 導入する。この場合において、規律ある資金調達に留意する。

|PFI法を改正し、公共施設等の管理者等が特定事業の実施の見通しを公表する| 制度を創設する。また、民間事業者による提案制度を導入する。

④ 地方公共団体への支援

小規模な地方公共団体においてもPFI事業を実施しやすくするため、地 方公共団体におけるPFI事業の成果を共有するためのデータベースに 制の拡充を図る。

|昨年、内閣府PFI推進室HPで開始した地方公共団体向けデータベースについ て、随時更新を図っていく。

よる地方公共団体への情報提供を開始したところであり、その内容の充 また、平成23年度より、地方公共団体への適切な助言等を行うため、「PFI専門 |実を図るとともに、地方公共団体への適切な助言等を行うための支援体||家派遣制度(仮称)」や「地方公共団体へのワンストップサービス(仮称)」を創設 する。

⑤ 情報公開

国民・住民のニーズに適合した事業の実施と適切なサービス水準を確 保するため、民間事業者の権利や競争上の地位に留意しつつ、情報公 開を進める。

|PFI法を改正し、公共施設等の管理者等が特定事業の実施の見通しを公表する 制度を創設する。また、契約等の内容に関する事項を公表する制度を創設す る。

⑥ フィージビリティ・スタディ及びモデルプロジェクト

PFI事業に対するニーズを掘り起こすため、フィージビリティ・スタディ等 早期の段階からの事業形成に対してインセンティブなど支援策を講じる とともに、モデルプロジェクトを設定し、事業の円滑化及び事業推進のボーを進める。 トルネックの把握を図る。内閣府においては関係省庁、地方公共団体等 の協力の下、3件のモデルプロジェクトを設定し、逐次、PFI推進委員会 に報告する。

フィージビリティ・スタディについては、どのような支援が可能か、検討を進める。 |モデルプロジェクトについては、各委員及び専門委員の意見を伺いながら、検討